

# 児童発達支援 さくらんぼ 料金表 (基本額)

令和6年6月1日改定

□ 児童福祉法に基づく障害児通所支援給付等対象サービスに関する利用料金  
 ( )内は利用者1割相当額を円に換算して表示したものです。ただし小数点以下は切り上げとなり、1ヶ月の合計単位数での算出となる為、誤差がでます。

## ≪1割相当額分の計算方法/基本・加算共通≫

1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円(\*)×10% \* 横浜市の地域加算

\* 1回ご利用する毎にかかる費用です。(基本)

基本料金は定員枠、対象児童が主に未就学児で有るか否かにより異なります。

### <定員10人以下の場合>

①	児童発達支援センター以外で行う事業所	時間区分1 30分以上1時間30分以下	時間区分2 1時間30分超3時間以下	時間区分3 3時間超5時間以下
		901 単位 (987 円)	928 単位 (1,017 円)	980 単位 (1,074 円)
1割相当額分の計算方法		1ヶ月のサービス合計単位数×10.96円×10% * 10.96円は横浜市の地域加算		

\* 基本料金と合わせ、1回ご利用する毎にかかる費用です。

サービスの質の確保を図る観点から、事業所が児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合に評価対象となる報酬単位です。

項目	内容	サービス1回あたりの単位数(料金)
② 児童指導員等加配加算	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行なう等支援強化を図るために算定を必要とする従業者の員数に加え、常に常勤換算上1以上配置している場合。最大、2名配置まで、加算算定が可能である。 *必要とする従業者の員数は定員10人以下に対して2以上、定員5人増えるごとに1人追加。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職員の場合 187単位(約204円)</li> <li>・ 児童指導員等の場合 123単位(約134円)</li> <li>・ その他の従業者の場合 90単位(約98円)</li> </ul>
③ 専門的支援体制加算	専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置を評価する加算。理学療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置された場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤専従理学療法士等の場合 187単位(約204円)</li> <li>・ 常勤換算児童指導員の場合 123単位(約134円)</li> </ul>
④ 福祉専門職員配置等加算	(I) 常勤換算上、直接支援員で社会福祉士等である従業者の割合が35%以上の場合	15単位/日 (16円)
	(II) 常勤換算上、直接支援員で社会福祉士等である従業者の割合が25%の場合	10単位/日 (11円)
	(III) (1)、(2)のいずれかに該当する場合 (1) 常勤換算による指導員又は保育士の総数のうち、常勤の割合が全体の75%以上である	6単位/日 (6円)
	(2) 常勤の指導員又は保育士のうち、3年以上従事している者の割合が全体の30%以上である	

料金表①、③、④を合計し、1回ご利用する毎にかかる費用は約 11,584 円

更に自己負担額の1割で計算すると 約 1,157 円 となります。

上記に加え、⑬、⑭、⑮が毎月合計のご利用料金から計算されます。

## 児童発達支援 料金表（加算）

### □ 児童福祉法に基づく障害児通所支援給付等対象サービスに関する利用料金

（ ）内は利用者1割負担額を円に換算して表示したのですが、ただし、小数点以下は切り捨て、1ヶ月の合計単位数での算出である為、誤差がでます。

\*加算については加算事業所と算定され、加算対象となり、ご利用した場合に生じます。

項目	内容	サービス1回あたりの単位数(料金)	
⑤ 送迎加算(片道)	自宅⇄事業所、事業所の最寄駅や集合場所までの送迎 *事前に場所を定める。事業所、保護者の都合により日々変える事は不可	54 単位/回 (59 円)	
⑥ 欠席時対応加算	急病等の理由により急遽利用を中止したい場合の欠席連絡と共に、連絡調整や相談援助を行う *当日、前日、前々日、2営業日前の連絡が対象	94 単位/日 (103 円)	4回/月
⑦ 利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理対象者のみ	150 単位/月 (164 円)	1回/月
⑧ 専門的支援実施加算	加算対象職員が個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合	150 単位/回 (165 円)	4回/月 限度
⑨ 家族支援加算	(I) 利用児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合	居宅訪問 (所要時間1時間以内) 300単位(328円)/1回 ----- 居宅訪問 (所要時間1時間未満) 200単位(219円)/1回 ----- 事業所等で対面 100単位(109円)/1回 ----- オンライン 80単位(37円)/1回	4回/月
	(II) 利用児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループで相談援助等を行った場合	事業所等で対面 80 単位(87円)/1回 ----- オンライン 60 単位(65円) /1回	4回/月
⑩ 関係機関連携加算	(I) 保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合	250 単位 (274 円)	1回/月
	(II) 保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合	200 単位 (219 円)	
	(III) 児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合	150 単位 (164 円)	
⑪ 事業所間連携加算	(I) コーディネーターの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合	500 単位 (548 円)	1回/月
	(II) 上記開催の会議に参加する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合	150 単位 (164 円)	
⑫ 子育てサポート加算	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合	80 単位/1回 (87 円)	4回/月
⑬	<福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ> 厚生労働省の定めた基準に適合した事業所であり、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的とする。	酬総単位数 × 13.1% × 10%	
⑭ 新加算Ⅰ	<福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ> 上記の福祉・介護職員処遇改善加算を取得している事業所についてさらなる処遇の向上を目指し、上乗せで算定できる。上記加算では対象外の職員へも賃金改善に充てることができ、スキルある職員の改善を図り、人材獲得も目的とする。		
⑮	<福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算> 上記の福祉・介護職員処遇改善加算を取得している事業所について更に職員スキルを踏まえた上での評価を行い、基本給等の引き上げの賃金改善を目的としている。対象となる職種以外の処遇改善も充てる事ができる。		